

エコチル調査第一次中間評価実施要領（案）

1. はじめに

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）は、国の予算を用いて実施される長期・大規模の疫学調査であり、その実施に当たっては、科学的、第三者的な観点からの評価を行うことが不可欠である。

エコチル調査においては、調査の実施に関する企画立案及び評価を行うため、外部の専門家からなる企画評価委員会を環境省に設置しており、同委員会において、調査の効果的・効率的な運営、目的の達成、国民・社会への成果の還元等の観点から、エコチル調査の評価を実施することとする。

エコチル調査は、環境省が企画し、コアセンター（国立環境研究所）が実施主体となって、メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）及びユニットセンターとの協働により実施しており、エコチル調査の実施状況の評価についても、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく環境省の政策評価や、独立行政法人通則法の規定に基づく国立環境研究所における業務実績評価などを含め、重層的に実施されることとなる。本委員会では、こうした評価体系の中で、環境省及び実施機関が一体となった事業として、エコチル調査全体について、第三者的な観点からの評価を行うこととする。

2. 評価のスケジュール

現行の研究計画書においては、エコチル調査の実施期間は、平成 23 年 1 月から平成 44 年度まで（3 年間の参加者募集登録（リクルート）期間、13 年の追跡（フォローアップ）期間、5 年間の解析期間）とされており、長期間にわたる事業であることから、複数回の中間評価を行い、事業終了後に最終評価を行うことが適切である。また、中間評価を行わない年においても、進捗状況に関する年次評価を毎年行うこととが適切である。

中間評価のスケジュールについては、今後さらに検討することとするが、概ね以下のようなスケジュールが考えられる。

| | | |
|----------|---------|--|
| 平成 24 年度 | 第一次中間評価 | リクルート 2 年目の状況を踏まえ、リクルートの終了及び初期のフォローアップに向けた評価を行う。 |
| 平成 26 年度 | 第二次中間評価 | フォローアップ初期の状況を踏まえ、長期的なフォローアップに向けた評価を行う。 |
| 平成 30 年度 | 第三次中間評価 | 6 歳頃までのフォローアップの状況を踏まえ、学童期のフォローアップに向けた評価を行う。 |
| 平成 35 年度 | 第四次中間評価 | フォローアップ終盤の状況を踏まえ、フォローアップの終了に向けた評価を行う。 |
| 平成 40 年度 | 第五次中間評価 | フォローアップの終了を踏まえ、調査結果の取りまとめに向けた評価を行う。 |
| 平成 45 年度 | 最終評価 | 事業全体の成果について最終的な評価を行う。 |

3. 評価の視点

環境省研究開発評価指針（平成 21 年 8 月 28 日 総合環境政策局長決定）では、環境省の研究開発事業について、事前評価、中間評価、事後評価等を通じて評価を行うべき項目及び基準として、以下のように記載されている。

「評価は、必要性、効率性、有効性の観点の下、研究開発課題の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施する。評価項目としては、例えば、「必要性」については、環境行政上の意義（環境問題の解明・解決、環境政策・施策の企画立案・実施等におけるニーズへの適合性）、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）等が、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等が、「有効性」については、環境問題の解明・解決、環境政策・施策の企画立案・実施等に対する効果等が挙げられる。」

また、評価基準については、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。」

また、同指針では、評価時期ごとに、評価結果の活用方法として、以下のように記載されている。

「研究開発実施・推進部局は、研究開発課題の評価結果を、予算、人材等の資源配分への反映、研究開発の質の向上のための助言、研究開発施策等の企画立案やその効果的・効率的な推進に活用する。」

評価結果の具体的活用の例としては、評価時期別に、

- ・ 事前評価では、採択・不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等
- ・ 中間評価では、進捗度の点検と目標管理、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等
- ・ 事後評価では、計画の目的や目標の達成・未達成の確認、実施者又はその代表者の責任の明確化、国民への説明、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成への活用等
- ・ 追跡評価では、効果や波及効果の確認、国民への説明、関連する研究開発施策等の見直し（過去の評価の妥当性の検証を含む）等

が挙げられる。」

これらを踏まえ、3 年間にわたるリクルートをあと 1 年強残すとともに、1 歳児までのフォローアップが開始している現段階での中間評価においては、進捗度の点検と目標管理、運営の改善、研究開発の質の向上等の観点から、以下の視点で評価を行うこととする。

- ・ 調査実施のための組織体制の妥当性
- ・ リクルートの進捗状況、リクルート数目標及びカバー率目標の達成見込み、リクルートに関する要改善事項
- ・ 初期のフォローアップの進捗状況、進捗管理の状況、長期的なフォローアップの準備状況、フォローアップ率の見込み、フォローアップに関する要改善事項
- ・ その他平成 23 年度評価に対する改善内容

4. 評価の進め方

- 1) 企画評価委員会の下に評価ワーキンググループを設置する。(別紙1参照)
- 2) 環境省、コアセンター、メディカルサポートセンター、ユニットセンターそれぞれより、上記の評価視点に関連する情報を収集する。特に、ユニットセンターの情報収集項目を別紙2に示す。
- 3) 環境省が、事務局の支援の下、コアセンター、メディカルサポートセンター及びユニットセンターの実地調査を行い、上記の評価視点に関連する情報をさらに収集する。なお、メディカルサポートセンター及びユニットセンターの実地調査には、コアセンターも同席する。
- 4) 評価ワーキンググループにおいて環境省、コアセンター、メディカルサポートセンターのヒアリングを行うとともに、環境省及び事務局より実地調査の報告を受け、評価書(案)を作成する。
- 5) 企画評価委員会において、評価書(案)の審議を行い、評価書をとりまとめる。評価スケジュール案を別紙3に示す。

5. 結果の取扱い

評価結果は、調査計画・運営実施の改善、予算等の資源配分への反映等に活用するとともに、国民への説明責任を果たすため、これらの活用状況も含め評価結果等を公表する。

評価ワーキンググループメンバー（当日選出）

ユニットセンター 照会事項

| | | | |
|------------|-----------|--------------------------|------------|
| ユニットセンター | | | |
| 大学名(共同機関名) | | | |
| ユニットセンター長 | | | |
| 調査対象予定人数 | | | |
| 1 | 実施体制① | 特任教員等の人数 | |
| | | 事務職員等の人数 | |
| | | リサーチコーディネーター(RC)の人数 | |
| | | 医療機関、行政機関等におけるRC認定の状況 | 資料(様式自由)提出 |
| 2 | 実施体制② | UCの組織図 | 資料(様式自由)提出 |
| | | 協力医療機関数とそのリスト | 資料(様式自由)提出 |
| | | 地域運営協議会メンバー | 資料(様式自由)提出 |
| | | 地域運営協議会開催状況 | 資料(様式自由)提出 |
| 3 | リクルート | ①リクルート者数 | (9月30日時点) |
| | | ②同意率 | (9月30日時点) |
| | | ③声掛け数 | (9月30日時点) |
| | | ④年間分娩数(直近1年) | |
| | | 地域・月・医療機関別(①～④) | 資料(様式自由)提出 |
| | | リクルート方法(医療機関、行政窓口等) | 資料(様式自由)提出 |
| | | 調査対象予定人数達成が見込まれる年月 | |
| 4 | フォローアップ | カバー率、応諾率向上等のための工夫 | 資料(様式自由)提出 |
| | | 質問票・生体試料回収数 | 資料(様式自由)提出 |
| | | 調査票の入力状況 | 資料(様式自由)提出 |
| 5 | コミュニケーション | フォローアップ状況の管理の状況 | 資料(様式自由)提出 |
| | | スタッフ研修状況(頻度、内容) | 資料(様式自由)提出 |
| 6 | 倫理的事項 | 広報活動実績 | 資料(様式自由)提出 |
| | | 認知度の効果測定等(実施している場合) | 資料(様式自由)提出 |
| 7 | その他 | 倫理審査の状況 | 資料(様式自由)提出 |
| | | 平成23年度評価結果を受けての改善事項や対応状況 | 資料(様式自由)提出 |

平成 24 年度中間評価実施スケジュール及び実施フロー

